

認可地縁団体

総会での注意点や手続きについて

(令和 7 年 2 月作成)



<目次>

1. 確認事項(チェックリスト)	p.2
2. 総会の開催	p.3
3. 告示事項の変更(告示事項変更届出書)	p.4
4. 規約の変更(規約変更認可申請書)	p.5
5. 認可地縁団体の印鑑登録	p.6
6. 証明書の発行	p.7
7. 資産の登記・登録	p.8
8. 提出書類の記載例	p.8～

次ページにチェックリストを設けておりますので、総会開催前や市への手続き前にご確認をお願いいたします。

1. 確認事項(チェックリスト)

市で確認する内容をチェックリストにしております。この内容に不備がある場合、処理が遅れてしまいますので、必ず確認をお願いします。

- 総会前
- ☐ 規約の変更については、事前に市と協議をしたか
 - ☐ 定足数・表決権の取り扱いについて、規約を確認したか

定足数、表決権、議決に要する会員数等について、近年、規約どおりに行われていない議事録が散見されますので、総会開催前に必ず規約を確認するようお願いいたします。

- 総会
- ☐ 総会は、規約に則って行ったか
 - ☐ 議決は規約どおり行ったか(○/○以上の賛成で可決等)

- 議事録
- ☐ 総会の成立(定足数)について記載されているか
 - ☐ 賛成・反対の票数(人数)について記載されているか

良い例:「賛成○票(人)、反対○票(人) よって規約○条により可決」
「反対0票(人)のため満場一致で可決」
良くない例:「拍手多数で可決」

- ☐ 議事録署名人の人数や署名・記名押印については、規約どおりか

- 手続き前
- ☐ 告示事項の変更の場合 p.4 の「3.告示事項の変更」を確認した
 - ☐ 規約変更の場合 p.5 の「4.規約の変更」を確認したか
 - ☐ 各提出書類について、記載漏れ等はないか
(様式の記載例は、p.9 以降参照)

2. 総会の開催

総会は、少なくとも毎年1回、構成員による通常総会を開かなければなりません(地方自治法第260条の13)。

総会を開催する際に、認可地縁団体となったことで大きく変わってくるのが、「定足数」と「表決権」です。

<一般的な町会・自治会>

- ・定足数・表決権ともに世帯単位

表決権(権利)は会費の納入(義務)に対して与えられるものと考えられるため。

<認可地縁団体>

- ・定足数、表決権ともに原則個人単位^{※1}

【注意点】

- ・通常事項(予算決算・事業計画・事業報告など下記の重要事項を除く事項)については、「表決権を世帯単位とする」旨の規定^{※2}を規約に定めておけば、通常事項の総会の表決権は、世帯単位で行うことができます。
- ・重要事項(規約の変更・会の解散・財産の処分等)については、必ず個人を単位とします。

※1 地方自治法第260条の18第1項 各構成員の表決権は、平等とする。

未成年者の場合は、民法第5条の規定に従って法定代理人(親権者)の同意を要することになります。

※2 (例) 会員は、総会において、各々一箇の表決権を有する。

次の事項以外の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散の議決
- (3) 残余財産の処分 等

<チェックリスト>

- ☐ 定足数・表決権の取り扱いについて、規約に則って行ったか
- ☐ 議決は規約どおりに行ったか(○/○以上の賛成で可決等)

3. 告示事項の変更(告示事項変更届出書)

告示事項に変更があった場合には、届出をしなければなりません(地方自治法第260条の2第11項)。届出に基づき、告示が行われない限り、その変更について第三者に対抗できません(同法同条第13項)。

1. 代表者(会長)の変更

- ＜必要書類＞
- ・告示事項変更届出書
 - ・承諾書
 - ・変更の承認を受けた総会の議事録(写し可)
 - ・新代表者の氏名(フルネーム)が記載されている議案書等(議事録に記載がある場合は不要)

2. 事務所の所在地の変更

- ①規約で、事務所の所在地を会長宅と定めている場合
代表者の変更と同時に事務所所在地も変更になるため、「1.代表者(会長)の変更」に記載の必要書類をご提出ください。
- ②規約に定めている事務所の所在地を変更する場合
規約の変更(p.5 参照)と告示事項の両方の変更が必要になるので、次の「3.名称・目的・区域などの変更」に記載の必要書類をご提出ください。

3. 名称・目的・区域などの変更(規約変更も必要)

- ＜必要書類＞
- ・告示事項変更届出書
 - ・「4.規約の変更(規約変更認可申請)」に記載されている必要書類全て(p.5 参照)

＜チェックリスト＞

- ☐ 告示事項変更届出書に記載の事務所所在地は、規約どおりか
- ☐ 告示事項変更届出書の変更年月日と承諾書の日付、議事録に記載されている総会開催日が一致しているか
- ☐ 「1.代表者(会長)の変更」の場合、新会長のフルネームが記載されている書類があるか
- ☐ 定足数・表決権の取り扱いについて規約に則って行ったか、議事録に記載されているか
- ☐ 議事録に賛成・反対の人数は記載されているか(例は p.2 参照)
- ☐ 議事録署名人の人数や署名・記名押印は、規約どおりか

4. 規約の変更(規約変更認可申請)

規約の変更は、総会議決後、市長の認可を受けなければ、その効力は生じません
(地方自治法 260 条の 3 第 2 項)

1. 規約変更の流れ

①市との事前協議

規約の変更は、市の認可が必要となりますので、総会前に現行の規約と変更案、新旧対照表を提出し、市と協議を行ってください。

②総会に諮る

規約の変更は、重要事項になりますので、表決権は個人単位になります。

③市へ必要書類を提出する

④市の認可後、規約の附則に認可日を記載する

2. 必要書類

- ・規約変更認可申請書
- ・変更前と変更後の規約(全文)
- ・規約の新旧対照表
- ・変更の承認を受けた総会の議事録(写し可)
- ・規約を変更する理由が記載された書類
(新旧対照表や議事録に記載がある場合は不要)

<チェックリスト>

- ☐ 総会に諮る前に市と事前協議を行ったか
- ☐ 変更した箇所は全て新旧対照表に記載したか(軽微な修正も記載が必要です)
- ☐ 規約変更認可申請書に記載の事務所の所在地は、規約どおりか
- ☐ 定足数・表決権の取り扱いについて規約に則って行ったか、議事録に記載されているか
- ☐ 議事録に賛成・反対の人数は記載されているか(例は p.2 参照)
- ☐ 議事録署名人の人数や署名・記名押印は、規約どおりか
- ☐ 規約変更の内容が告示事項に係るか※1
→告示事項に係る場合、「3.告示事項の変更」(p.4)を参照し、必要書類のご提出をお願いします

※1 主な告示事項は下記のとおり(地方自治法施行規則第 19 条より)

名称、規約に定める目的、区域、主たる事務所、代表者の氏名及び住所、規約に解散の事由を定めたときはその事由 など

5. 認可地縁団体の印鑑登録

印鑑登録は、認可地縁団体の印鑑を公に立証するための制度です。

不動産の登記などで法令に基づいて証明書の提出を義務付けられている場合もありますので、必要に応じて印鑑登録および証明書の交付申請を行ってください。

※登録できるのは、1 団体につき 1 個の印鑑です。

1. 登録手続きができる方

- ①認可地縁団体の代表者（あらかじめ代理人を定め、告示している場合は、委任している旨を証する書面があれば代理人も手続き可）
- ②裁判所の選任する職務代行者
- ③地方自治法第 260 条の 9 に規定する仮代表者
- ④地方自治法第 260 条の 10 に規定する特別代理人
- ⑤地方自治法第 260 条の 24 または第 260 条の 25 に規定する清算人

2. 手続きを行う場所

自治振興課 窓口（本庁舎 4 階）

3. 登録時に必要なもの

- ①認可地縁団体印鑑登録申請書
- ②登録する認可地縁団体の印鑑
- ③登録手続きを行う方（代表者等）の実印（市に印鑑登録している印鑑）
- ④③の印鑑の印鑑登録証明書
- ⑤登録手続きを行う方（代表者等）の本人確認ができるもの（免許証、許可書、身分証明書等で本人の写真を貼付したもの等）

4. 注意事項

- ・次のような印鑑は、登録印として受け付けられませんのでご注意ください。
 - ①ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - ②印影の大きさが、8mm 四方の正方形に収まるもの
 - ③印影の大きさが、30mm 四方の正方形に収まらないもの
 - ④印影が不鮮明、または文字の判読が困難なもの
 - ⑤その他登録を受けようとする認可地縁団体の印鑑として適当でないもの
- ・登録した印鑑を廃止する場合は、「印鑑登録廃止申請書」と「廃止する団体印」が必要です。

6. 証明書の発行

1. 認可地縁団体の証明書

土地・建物を町会・自治会名義で登記する場合などに、認可地縁団体の証明書が必要になります。この証明書は、認可を行った市が作成する「地縁団体台帳の写し」です。

<請求できる方>	どなたでも請求可能です
<請求方法>	自治振興課窓口(4階)、郵送、メール、FAX
<発行手数料>	無料
<必要書類>	認可地縁団体証明書交付請求書 ※市のホームページにも掲載しております
<交付方法>	郵送または窓口交付
<交付期間>	1週間程度 ※窓口交付の場合も、即日発行はできません

2. 印鑑登録証明書 ※事前に印鑑登録している場合のみ発行できます

<請求できる方>	認可地縁団体印鑑の登録を受けている方(代表者)
<請求方法>	自治振興課 窓口(4階)
<発行手数料>	無料
<必要書類等>	①認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書 ②登録している認可地縁団体の印鑑 ③申請を行う方(代表者)の認印 ④申請者の本人確認ができるもの(免許証、許可書、身分証明書等で本人の写真を貼付したもの) ⑤代理人の場合:委任状、代理人の認印
<交付方法>	郵送(簡易書留)または窓口交付
<交付期間>	1週間程度 ※窓口交付の場合も、即日発行はできません

7. 資産の登記・登録

法人格の取得により、これまで町会が保有しながら個人・共有名義となっていた不動産等を町会名義に移転登記をすることができます。

なお、不動産登記についての詳しい手続きや必要書類等については、法務局へお問い合わせください。

千葉地方法務局 船橋支局
(所在地) 船橋市海神町 2 丁目 284 番地 1
(TEL) 047-431-3681

8. 提出書類の記載例

1. 告示事項変更届出書……………p.9
2. 承諾書……………p.10
3. 規約変更認可申請書……………p.11
4. 議事録作成例……………p.12
5. 認可地縁団体証明書交付請求書……………p.13

様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、自治振興課にご連絡いただければ、郵送いたします。

※規約認可変更申請書、印鑑登録・証明書に係る書類は、市ホームページに掲載しておりませんので、必要な場合は、自治振興課にご連絡ください。規約の変更は事前に市との協議が必要なため、事前協議の際に申請書をお渡ししております。

記 載 例

令和×年 ×月 ×日

船橋市長 あて

事務所の所在地は、規約をご確認ください。

規約上、事務所所在地が会長宅となっている場合は、新会長の住所を記載してください。

届出者団体名 記載例自治会
事務所所在地 船橋市記載町1-1-1
代表者氏名 船橋 一郎
代表者住所 船橋市記載町1-1-1
代表者連絡先 047-×××-〇〇〇〇

告 示 事 項 変 更 届 出 書

新会長の氏名・住所をご記入ください。

下記の事項について変更があったので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があった旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

1. 変更があった事項及びその内容

☐ 代表者の変更（事務所が会館の場合） ☒ 代表者及び事務所の変更（事務所が会長宅の場合）		
	代表者名	事務所住所（事務所が会長宅の場合のみ記入）
新	船橋 一郎	船橋市記載町1-1-1
旧	船橋 花子	船橋市記載町2-2-2
☐ その他の変更（内容： ☐ 名称 ☐ 目的 ☐ 区域）		
変更の詳細 ☐ 別紙のとおり（資料を添付してください） ☐ 下記のとおり		
新		
旧		

2. 変更年月日

令和× 年 ×月 ×日

新会長の就任日(総会承認日)をご記入ください。

3. 変更理由

☒ 代表者の任期満了のため ☐ その他（ ）

自治振興課記入欄

コード — ☐議事録 ☐署名人 ☐押印 ☐承諾書

記 載 例

承 諾 書

私は、 **記載例自治会** の代表者となることを承諾します。

新会長の就任日(総会承認日)
をご記入ください。

XX年 XX月XX日

住所 船橋市 OO町△丁目×番□号

氏名 **船橋 太郎**

記 載 例

××年 ×月 ××日

船 橋 市 長 あて

事務所の所在地は、規約
をご確認ください。

地縁による団体の名称及び
事務所の所在地

名 称 **記載例自治会**

所在地 **記載町1丁目1番1号**

代表者の氏名及び住所

新会長の氏名・住所の記
入をお願いします。

氏 名 **船橋 一郎**

住 所 **記載町1丁目1番1号**

規 約 変 更 認 可 申 請 書

地方自治法第260条の3の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

別添書類としては、以下のものをご用意ください。

1 規約変更の内容及び理由を記載した書類

⇒ 変更前と変更後の規約(全文)

規約の新旧対照表

規約を変更する理由が記載された書類

(新旧対照表や議事録に記載がある場合は不要)

2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

⇒ 変更の承認を受けた総会の議事録(写し可)

* 変更内容が名称・目的・区域等の場合

⇒ 告示事項変更届出書も併せてご提出ください

議 事 録 ー 作成例 ー

◆ ××年度 記載例自治会 総会 議事録

1) 日 時 ××年××月××日(△) ××時××分～××時××分

2) 場 所 ○○公民館会議室

3) 審議(議決)事項

議案Ⅰ ××年度事業報告
 議案Ⅱ ××年度決算報告
 議案Ⅲ □□年度役員選任
 議案Ⅳ □□年度事業計画(案)
 議案Ⅴ □□年度予算(案)
 議案Ⅵ ○○自治会(町会)規約の一部改正(案)
 その他

規約の変更は、市への認可申請が別途必要ですので、軽微な変更内容でも、必ず、総会に諮る前に自治振興課へご相談ください。

議長および議事録署名人の選任方法等については、規約をご確認ください。

4) 議長の選出

規約第××条第××号の規定により、□□ □□□氏が議長に選出された。

5) 議事録署名人

規約第××条第××号の規定により、議長から下記2名が議事録署名人として選任された。

◇◇ ◇◇氏、○○ ○○氏

総会成立および議決に要する会員数(割合)や表決単位(個人か世帯か)については、規約をご確認ください。

6) 総会の成立

(総会員数)×××名(本人出席及び書面表決)×××名、(委任状提出)×××名

[合計]×××名

規約第××条第××号のとおり、出席及び委任状提出数が総会定足数を満たし、総会が成立した。

議事の経過(質疑応答や会員からの意見等)や議案毎の賛否票数なども具体的に記入してください。

7) 議事の経過概要及びその結果

議長により総会の成立が宣言され、議事録署名人が選任されました。

【議事の審議】

議案Ⅰ・Ⅱについて、異議・質問無く、満場一致で承認されました。

議案Ⅲについて、○○ ○○○氏が任期満了となるため、立候補及び公開抽選により新たに以下3名の役員が選任され、満場一致で承認されました。

会 長 ▲▲ ▲▲
 副会長 □□ □□□
 会 計 ◇◇◇ ◇◇

議事録に新会長名(フルネーム)が入っていない場合は、新会長名の記載のある議案書等を併せてご提出ください。

議案Ⅳ・Ⅴについて、異議・質問無く、満場一致で承認されました。

議案Ⅵについて、△△△を□□□に改める旨(別添 新旧対照表を参照)、異議・質問無く原案どおり承認されました。 [賛成]×××票 [反対]×票

以上、議事録は総会の議事内容に相違ないことを認めます。

××年××月××日

議 長 (印)

議長や議事録署名人の選出・人数・署名や記名押印の方法は規約をご確認ください。

議事録署名人 (印)

議事録署名人 (印)

記 載 例

認可地縁団体証明書交付請求書

××年××月××日

船 橋 市 長 あて

請求される方の住所・氏名をご記入ください。
(請求はどなたでも可能です)

請求者 住所 船橋市〇〇町×丁目×-×

氏名 船 橋 太 郎

地方自治法第260条の2第12項の規定に基づき、下記団体に
係る告示した事項に関する証明書の交付を請求します。

記

団体の名称・事務所の所在地は誤りのない
ようご注意ください。

団 体 の 名 称 〇〇〇自治会

事務所の所在地 船橋市〇〇町×丁目×番×号

請 求 部 数 1 部

請求後、1週間程度で証明書が発行できますので、ご希望の受取方
法(郵送または窓口受取)をお選びください。

※希望する受取方法に○を付け、必要事項をご記入ください。

1. 郵送 での受取を希望	郵 送 先	(〒 -)
2. 窓口 での受取を希望	連 絡	TEL 080 (××××) ×××× ※平日の昼間にご連絡の取れる番号をご記入下さい

